

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本人材紹介事業協会（以下「この法人」という。）の定款第27条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人の事務局を主たる勤務場所とし、かつ週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 外部役員とは、業務執行理事以外の非常勤の理事及び非常勤の監事をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、謝金その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤役員の報酬は、次の各号に掲げる職務の執行の都度、支払うものとする。ただし、当該職務を同日において複数回執行する場合は、これを1回とみなす。

- (1) 社員総会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事による監査の実施
- (4) その他法令により定められた職務の執行

3 この法人の役員に対する役員賞与又は役員退職手当については、これを支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員である理事の報酬額は別表第1「常勤理事報酬年額」に定める金額の範囲内とし、理事会の決議により定めるものとする。

2 非常勤役員である理事に対する報酬は別表第2「非常勤理事の報酬」に定める定額とする。

3 監事に対する報酬は別表第3「非常勤監事の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤の役員の報酬は、前条第1項の報酬年額の12分の1の額を月額とし、その月の22日（同日が就業規則第14条に基づく休日、または金融機関の休業日（以下総称して「休日」という。）にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給する。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、第3条第2項に規定する報酬を支給すべき事実が生じた日とする。ただし、第7条第1項ただし書きに基づく口座振替により支給する場合は当該事実が生じた日以降速やかに支払うものとする。

3 前項の非常勤役員に対して当該報酬を支給すべき事実が短期間中に集中して発生した場合であって、当該それぞれの報酬を一括して支払うことが合理的となる場合は、その集中して発生した事実の最終の事実が終了した日以降において、当該報酬額を一括して速やかに支払うことができるものとする。

（常勤役員の報酬の日割り計算）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、常勤の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当した月において各号に定めた日を基準の日として報酬を支給することとされた期間について、前条第1項の月額を日割り計算した額を報酬として支給する。

(1) 新たに常勤役員となったとき、その日から報酬を支給する。

(2) 常勤役員が退職したとき、当該退職した日まで報酬を支給する。

(3) 常勤役員が死亡したとき、その月まで報酬を支給する。

2 前項第1号又は第2号の規定により報酬を支給する場合、その報酬額は、報酬の月額をその月の日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算された額とする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（通勤費）

第8条 常勤役員には、その勤務の実態に応じ、通勤費を支給する。

（費用）

第9条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 前項の費用が、職務執行のための旅費である場合は、別に定める旅費規程により算定された額を費用として支払うものとする。

（非常勤役員の報酬、費用の不支給の特例）

第10条 第3条第2項及び前条の規定にかかわらず、当該非常勤役員が報酬又は費用を辞退したときは、報酬又は費用を支給しないことができる。

(適用の除外)

第 11 条 この法人の非常勤理事である者に対して業務を委嘱し、この法人が行う事業において理事の職務以外の業務に従事させたときは、本規程による理事の報酬又は費用の支給は行わないものとする。

2 前項の場合、当該非常勤理事である者に対して、従事した業務について別に定められた謝金を支払うことができるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、移行認可を受けた一般社団法人日本人材紹介事業協会の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

・本規程一部変更 第 4 条(報酬額の決定)第 2 項の別表第 2、および第 3 項の別表第 3 は平成 26 年定時社員総会終了の日(平成 26 年 6 月 10 日)から施行する。

別表第 1 常勤理事報酬年額

役職名	報酬額
専務理事	年額 800 万円までの範囲内

別表第 2 非常勤理事の報酬

役職名	報酬額	
会長	報酬は支給しない。	
副会長	報酬は支給しない。	
会長、副会長、 専務理事以外 の理事	正会員資格を有する者	報酬は支給しない。
	正会員資格を有しない者	理事会・総会出席等必要の都度 一回 20,000 円。

上記の非常勤役員の報酬額については、第 11 条第 2 項の謝金の額を含まないものとする。

別表第 3 非常勤監事の報酬

役職名	報酬額	
監事	正会員資格を有する者	報酬は支給しない。
	正会員資格を有しない者	監査の実施、理事会・総会出席等必要の都度 一回 20,000 円。